

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

2 合理化への労働組合の対応

3 労働時間短縮闘争

総評の時短闘争

労働基準法の労働時間制改正問題については、八五年一二月、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が最終報告をとりまとめ、中央労働基準審議会の中で審議にうつった。総評は、他の労働団体、全民労協で「労働基準法対策会議」および「作業委員会」を設置し、労働団体としての統一改正要求要綱を作成、審議会へ提出した。審議会は八六年三月から審議に入り、公労使の激しい討議をへて、八六年一二月一〇日、労働大臣に「労働時間法制等の整備について」を建議した。この内容は、週四〇時間制を明記しながらも問題の多いものであった。

この建議をうけ、労働省は「労働基準法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、八七年三月九日、国会に提出した。しかし、第一〇八通常国会は売上税をめぐる紛糾によって労基法改正法案は審議に入れず、七月召集される臨時国会へ継続審議となった。

総評は、各職場・組合・産別などの時間短縮闘争——年休の完全消化、時間外規制、週休二日をはじめとする時間短縮獲得の協約闘争など組織労働者のたたかいをすすめつつ、政府が提案している改正案にたいしては他の労働団体とともにたたかうことを基本としながら、週四〇時間制へのきびしい規制など九項目の修正要求をかかげ、請願署名運動、社会労働委員会の各政党議員への働きかけ等を行ってきた。

一方、週休二日制・週四〇時間実現の社会的基盤づくりに大きな影響をもつ公務・金融部門の閉店・閉庁による完全週休二日制の実現にむけてとりくみを行った。つぎに示すのは労働基準法改正の政府案にたいする総評の修正要求項目である。

【労働基準法改正にたいする総評の修正要求】

- (1) 週四〇時間制への移行時期はできるだけ早く、かつそのプロセスを明確にすること。(イ)当面の法定労働時間は四四時間とし、(ロ)すみやかに四〇時間への移行措置を講ずること。
- (2) 法定労働時間の適用の猶予措置は、対象範囲をできるだけ小さい範囲に限定すること。
- (3) 商業サービス業(事業所規模九人以下)を対象とした換算措置は、長時間労働の実態を固定化するだけでなく、「手待ち時間は労働時間である」との原則を否定することにつながるため、導入させない。

(4) 変形労働時間制は導入条件を厳しく規制する。(イ)一ヵ月単位、三ヵ月単位の変形制は、一日ないし一週間の最長変形労働時間、連続労働日数を規制。(ロ)一ヵ月単位の変形制は労使協定を義務づけ。(ハ)三ヵ月単位の導入は特殊な業務などに限定。(ニ)一週単位の非定型的変形制は本人の同意ないし意思尊重を要件に加えること、など。

(5) 長時間労働を規制するため時間外・休日労働等について有効な立法措置を講ずること。

(6) 年次有給休暇の最低付与日数は、(イ)少なくともILO水準(三労働週)を上回る日数とすること。(ロ)事業規模による猶予期間の措置には反対。

(7) 年次有給休暇の取得に対する不利益扱いは消化を低めている最大原因であるから、これを禁ずる実効ある措置を定めること。

(8) 労働者保護と労使自治の実効確保という観点から、次のように就業規則を改正すること。(イ)就業規則の作成と届出義務を常時五人以上の労働者を使用している企業とし、五人未満の企業については「雇入通知書」等適切な措置を定めること。(ロ)就業規則の作成または変更についての労働者代表は立候補制など民主的な手続きによって選出される内容を明示すること。

(9) 中基審建議による自動車運転手の労働時間の規制については「関係労使を加えた検討の場」をすみやかに設置するとともに、今回の法改正と一体のものとして決着をつけること(『総評第七七回定期大会資料』、『総評新聞』八七年六月一九日付)。

同盟の時短闘争

同盟は、八六年の第二二回定期大会において、年間総労働時間一八〇〇時間への短縮を中期目標におき、すべての組合が八六年度中に年間総労働時間を二〇〇〇時間に短縮する労働時間短縮闘争方針を決定した。各組合はこの方針をふまえ、具体的な取り組みを展開してきているが、労働時間短縮をめぐる国内外の情勢変化をふまえて、八七年七月二一日の第六四回中央評議会で当面の時短闘争を推進することを決めた。

また、九月二五日の第一二回執行評議会では、『労働時間短縮推進月間実施要綱』を確認し、中央・地方、産別・単組の一体となった時短・労基法改正への集中的な活動を展開した。

一〇月初旬から中旬にかけては、十一月『労働時間短縮推進月間』の前段活動の一環として、同盟傘下組合員二〇〇〇名を対象に「労働時間短縮に関する組合員意識調査」を実施し、さらに同盟時短闘争委員会の時短情報誌『アフター5』を発行した。

一月上旬には、同盟および各産別の時短方針と労働時間関係通達・統計などをまとめた資料集『ゆとりの明日に向かって』を発行した。

次に示すのは、七月の中央評議会に提出された「一八〇〇時間の早期達成をめざす時短闘争の新展開について」の骨格である。

【同盟の時短闘争方針の骨格】

方針の骨格は、すでに決定している年間総労働時間の一八〇〇時間への短縮という中期目標を達成するため、(1)具体的に一九九三年と時期を設定していること、(2)産別・単組では、今年中に、年間休日一〇四日以上、週所定内労働時間四〇時間以内などの要求を提出して二～三年度内に獲得を期して交渉する、(3)労基法の改正では、一九八八年四月の法施行を期して、当面の週法定労働時間は四四時間とし、法施行後三年を目途に四〇時間制に移行、新たに導入される変形労働時間制については厳格な規制要件を付す、などである。

また、(1)公務員については一九八八年度に土曜閉庁方式による四週六休制の全面実施、一九八九年度を目途に完全週休二日制実施、(2)金融機関については一九八八年度を目途に土曜閉店・完全週休二日制実施、(3)学校の土曜休日制の早期実現、なども方針として打ち出す。

さらに、時短闘争の強化と当面の取り組みとして、全国一斉に職場集会を開く、などさまざまなキャンペーン計画も盛り込まれている。

この一八〇〇時間の早期達成をめざす新方針は、二五日の執評、七月九日の中評での検討を経て正式に決定される予定であるが、労働基準法の抜本改正に関しては、この同盟案をもとにして労働四団体・全民労協の共同の要求案をつくり上げ、労働組合全体の要求として実現を迫っていく予定である(『同盟一九八六年度活動報告書』、『どうめい』八七年六月一九日付)。

電機労連の時短闘争

電機労連は「ゆとりと豊かな労働生活」をテーマに労働時間短縮に取り組んでいる。一〇月と十一月を労働時間対策強化月間として、(1)時間外労働の削減(残業は月間、男子四〇時間、女子二〇時間以内、休日出勤は月一回が限度、週一回一斉定時退社)、(2)年休の取得促進(年間一三日取得実現に向け、月間中は最低二日、努力目標は三日)、(3)安全衛生職場点検の実施の三項目をあげ、次の点を取り組みの根拠としている。

一、西ドイツとは五〇〇時間をこえる差がある。

労働時間の国際比較ではアメリカ、イギリスが一九〇〇時間前後、イタリア、西ドイツ、フランスが一六〇〇時間台に比べ、日本は二一六八時間(八五年)で、五〇〇時間をこえる差がある。一年に三ヵ月程度も差がある要因は、休日日数と年次有給休暇取得日数の違いにある。

とくに、西ドイツ金属産業労組(IGメタル、組合員二五三万人)が今年の春闘で現行の三八・五時間を一・五時間短縮、週三七時間とした(八八年四月一日から一時間短縮、八九年〇・五時間短縮)ことにより欧州各国の時間短縮運動の促進にはずみがついた。

DGB(ドイツ労働総同盟)は週三五時間制を目標に一四〇万人分の職場をつくり出す方針をすでに決めている。

フランスは八二年に週四〇時間から三九時間に移行している。

二、完全週休二日制は電機労連六八組合が達成

電機労連は六〇年代の後半から半ゲン上陸の形で段階的に隔週二日制を週休二日制に移行(七〇年春闘)、八四年に完全週休二日制(三一組合)を実現した。現在一八二組合のうち完全週休二日制は六八組合が達成している。

所定内労働時間の短縮については雇用の確保と創出という観点からも到達闘争として位置づけ、未到達組合は引き続き完全週休二日制の実現と、さらに全組合の年休取得促進、残業の適正化などの取り組みが必要だ。

三、残業は減少しているが、高原状態が続いている

電機労連の残業規制基準(男子最高月間四〇時間)を超過する労働者の割合は、政策委員組合に限定してみると、八五年、二五・六%から八六年には二〇・九%と円高不況によって減少傾向に入っているが、まだ高原状態が続いている。

異常に多い残業時間は企業間競争と技術者不足によるものとみられる。労働生活にゆとりと豊かさを取りもどすためには産業別に統一した運動を進めることが大切だ。
四、年休取得日数は数年間、横ばい

中闘一二組合の年休取得は、加重平均でみると、当年度付与日数一七・六日、保有日数三二・〇日、取得日数一一・九日、切り捨て日数四・六日で、ここ数年間は横ばいとなっている。

取得日数を分布でみると、九日と一一日に集中し、切り捨て日数は三日から八日の間にバラつきがみられる。

電機労連は年間で一人、一三日の取得の実現に向け、この月間中に最低でも二日間の年休を取得するよう取り組んでいる(『生産性新聞』八七年一〇月二一日付)。

ゼンセン同盟の統一労働時間短縮闘争

ゼンセン同盟綿紡大手一〇社一〇組合は、八七年四月三〇日、(1)二交代勤務者の早番始業時間の午前六時出勤、(2)年間所定労働時間二〇〇〇時間以下を実現した。このうち、早朝出勤を午前五時から午前六時に変更したのは六〇年ぶりの「大改革」で、歴史的な成果といえる。

妥結内容は、常日勤者で年間所定労働時間二〇〇〇時間を超える者については、一九九九時間三〇分へと八五時間の短縮。また二交代制の早番勤務始業時刻を、(1)午前五時から一時間繰り下げ午前六時にする、(2)年間所定労働時間は一三〇時間三〇分短縮し、一八九二時間一五分とするものである。

午前五時出勤の解消は、若年女子組合員を多数かかえる綿紡各組合にとって長年の宿願であった。ゼンセン同盟では、「早朝五時出勤は昭和四年七月の工場法施行以来(それ以前は二四時間の二交代制)つづけられていたもので、昭和三〇年代の深夜業撤廃、五〇年代の週休二日制の実現と並ぶ歴史的な成果」として評価している。

なお、綿紡大手のほかに、四月末から五月初旬にかけて、化繊、羊麻資の亜・ちよ麻、黄麻、染色整理、さらに衣料、卸商など四八組合もほぼ同内容であいつぎ解決している(『どうめい』八七年五月一五日付)。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
